

## 肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱

制 定：令和3年12月20日付け3農産第2155号  
一部改正：令和4年4月28日付け4農産第535号  
一部改正：令和4年8月3日付け4農産第535号-2  
一部改正：令和5年3月31日付け4農産第535号-3  
一部改正：令和5年7月12日付け5農産第1275号

農林水産事務次官依命通知

### (趣旨)

- 第1 作物生産において必要不可欠な農業資材の一つである肥料については、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市況の影響を強く受けざるを得ない状況である。原油価格・物価高騰の現下の状況に鑑み、昨今の化学肥料の原料に係る国際価格の上昇に対応し、将来にわたって国民に良質な農産物を安定的に供給していくためには、こうした影響を受けにくい生産体制づくりを早急に進めることが必要である。
- このため、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援すること等を通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

### (通則)

- 第2 肥料価格高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

- 第3 補助金は、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援すること等を通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めることを目的とする。

### (事業実施主体)

- 第4 事業実施主体（以下「補助事業者」という。）は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める要件を満たす都道府県等により構成される協議会とする。

### (事業の内容)

- 第5 補助事業者は、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行うものとする

る。

ただし、化学肥料の調達原料に重大な支障が生じるなど緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農産局長が特に必要と認める場合にあっては、農産局長が別に定めるところにより、次の各号に掲げるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

(1) 肥料価格高騰対策事業

次のア及びイに掲げる事業を行うことを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

ア 肥料価格高騰対策事業

取組実施者（農産局長が別に定める要件を満たす化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組を行う農業者の組織する団体等をいう。以下同じ。）に対して、当年の肥料購入費のうち前年からの肥料費上昇分の一部に当たる支援金の交付を行う。

イ 化学肥料低減定着対策事業

地域協議会（農産局長が別に定める要件を満たす市町村等により構成される協議会をいう。以下同じ。）に対して、地域において化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組の定着を図るための交付金の交付を行う。

(2) 肥料価格高騰対策推進事業

前号の事業の適切かつ円滑な実施に資するため、取組実施者及び地域協議会が提出する申請書の審査、取組確認等に係る業務を行う。

(成果目標の設定)

第6 補助事業者は、補助事業の成果目標の設定に当たり、目標年度までに、農産局長が別に定めるところにより、取組実施者に対して、取組実施状況報告書において、化学肥料の使用量の低減に向けて継続的に取り組むための取組計画を作成させることとし、目標年度は令和6年度とする。

(事業の実施)

第7 補助事業者は、農産局長が別に定めるところにより、業務方法書を作成し、地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出して、その承認を受けるものとする。

- 2 業務方法書の変更については、農産局長が別に定めるところにより行うものとする。
- 3 補助事業者は、農産局長が別に定めるところにより、事業実施計画書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 4 事業実施計画書の変更（別表に定める重要な変更に限る。）については、農産局長が別に定めるところにより行うものとする。

(交付の対象及び補助率)

第8 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第9 別表の区分の欄に掲げる1のア及び1のイの相互間における経費の流用並びに1から2への経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第10 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第11 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第12 地方農政局長等は、第10第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第10第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(事業の着手)

第13 補助事業者は、第12第1項の規定による交付決定の通知を受けた後に補助事業に着手するものとする。

ただし、補助事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情がある場合は、補助事業者があらかじめ地方農政局長等の適正な指導を受け、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により地方農政局長等に提出した上で行う取組は、当該取組の後に第12第1項の規定による交付決定の通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。

2 前項の規定により第12第1項の規定による交付決定の通知を受ける前に補助事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する補助事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

3 地方農政局長等は、補助事業者が第1項のただし書に基づいて交付決定前に補助事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、補助事業が適正に行われるようにするものとする。

(申請の取下げ)

第14 補助事業者は、第10第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第12第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第15 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長等にあらかじめ届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第16 補助事業者は、別表に定める重要な変更該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、別表に定める重要な変更該当する場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第17 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第18 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第19 補助事業者は、事業実施年度の12月31日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第7号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めるこ

とができる。

(概算払)

第20 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第7号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第21 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第8号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第16第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第9号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第10第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第10第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第22 地方農政局長等は、第21第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第23 補助事業者は、第22第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業

に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第21第1項に準じて提出するものとする。

- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第22第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第22第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第24 地方農政局長等は、第16第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第12第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第22第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第25 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第26 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることができる。

(補助金の経理)

第27 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(電磁的記録の活用)

第28 第26の規定に基づき作成、整備及び保管する書類は、電磁的記録により作成、整備及び保管することができる。

(事業実施状況の報告)

第29 補助事業者は、農産局長が別に定めるところにより、事業実施状況報告書及び評価報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。

(指導等)

第30 地方農政局長等は、補助事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し、必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

第31 補助事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年8月3日から施行する。

2 この通知による改正前の肥料コスト低減体系緊急転換事業費補助金交付等要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月12日から施行する。

2 この通知による改正前の肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱の規定に基づき実

施している事業に対する同要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

別表（第7、第8、第9、第16及び第17関係）

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 肥料価格高騰対策事業	本要綱に基づき行う事業にかかる経費	定額	2 から 1 への経費の流用（2 の 30% を超える流用）	1 補助事業者の変更 2 補助事業の中止又は廃止 3 化学肥料低減定着対策事業の取組内容の変更に伴う事業内容の変更 4 補助事業者における国庫補助金の増 5 補助事業者における 30% を超える国庫補助金の減
ア 肥料価格高騰対策事業				
イ 化学肥料低減定着対策事業				
2 肥料価格高騰対策推進事業	本要綱に基づき行う補助事業者の事務に要する経費	定額		

別記様式第1号（第10関係）

令和○年度肥料価格高騰対策事業費補助金（○○○○事業）(注)1  
交付申請書

番 号  
年 月 日

○○○農政局長 殿  
〔 北海道にあっては北海道農政事務所長、  
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和○年度において、事業実施計画書のとおり事業を実施したいので、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知）第10の規定に基づき、○○○円の交付を申請する。

- (注) 1 括弧内は別表の区分に掲げる1のア又はイの事業名を記載すること。  
2 事業実施計画書を添付すること。

別記様式第 2 号（第 13 関係）

令和○年度肥料価格高騰対策事業費補助金（○○○○事業）(注)  
交付決定前着手届

番 号  
年 月 日

○○○農政局長 殿  
〔 北海道にあっては北海道農政事務所長、  
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 氏 名

業務方法書に基づく下表の事業について、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2155 号農林水産事務次官依命通知）第 13 の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいので届出する。

(注) 括弧内は別表の区分に掲げる 1 のア又はイの事業名を記載すること。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、不可抗力を含むあらゆる事由によって損失を生じた場合、当該損失は、自らが負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理 由
	円			

別記様式第3号（第15関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。  
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。  
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第4号（第16関係）

令和○年度肥料価格高騰対策事業費補助金（○○○○事業）(注)1  
変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

○○○農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務所長、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり○○（注2）したいので、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知）第16の規定に基づき申請する。

記

○○（注2）の理由

- (注) 1 括弧内は別表の区分に掲げる1のア又はイの事業名を記載すること。  
2 ○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とすること。  
3 変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業実施計画書を添付すること。  
なお、変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の内容が容易に比較対照できるように変更部分（中止の場合は中止部分、廃止の場合は廃止部分）を赤字で加筆修正（変更前（中止の場合は中止前、廃止の場合は廃止前）の部分は取消線で修正）すること。  
4 事業実施計画書の添付書類については、変更があったものだけに限り添付すること（交付申請時以降変更のない場合は省略できる。）。  
なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第5号（第18関係）

令和〇年度肥料価格高騰対策事業費補助金（〇〇〇〇事業）(注)1  
遅延届出書

番 号  
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては北海道農政事務所長、  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）（注2）ため、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知）第18の規定に基づき届出する。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）（注2）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は別表の区分に掲げる1のア又はイの事業名を記載すること。  
2 括弧内は、該当するものを記載すること。  
3 「区分」欄は、別表の区分及び経費の別に記入すること。  
4 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。  
5 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」の欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第6号（第19関係）

令和〇年度肥料価格高騰対策事業費補助金（〇〇〇〇事業）（注）  
事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿  
〔 北海道にあっては北海道農政事務局長  
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知）第19の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

（注）括弧内は別表の区分に掲げる1のア又はイの事業名を記載すること。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円	円	%	円		

- （注） 1 「区分」欄は、別表の区分及び経費の別に記入すること。  
2 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。



	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

- (注) 1 下線部は、第 19 第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の「遂行状況報告」欄は空欄とすること。
- 2 「区分」欄は、別表の区分及び経費の別に記入すること。

別記様式第8号（第21第1項関係）

令和○年度肥料価格高騰対策事業費補助金（○○○○事業）(注)1  
実績報告書

番 号  
年 月 日

○○○農政局長 殿  
〔北海道にあっては北海道農政事務所長、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱(令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知)第21第1項の規定により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として肥料価格高騰対策事業費補助金○○○円の交付を請求する。)

- (注) 1 括弧内は別表の区分に掲げる1のア又はイの事業名を記載すること。  
2 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。  
3 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。  
4 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業実施計画書のコピーに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正(変更前の部分は取消線で修正)し添付すること(標題を「事業実施計画書」から「事業実績報告書」に変更すること)。  
5 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し及び領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)。なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第9号（第21第2項関係）

令和〇年度肥料価格高騰対策事業費補助金（〇〇〇〇事業）（注）  
年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあっては北海道農政事務所長、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知）第21第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

（注）括弧内は別表の区分に掲げる1のア又はイの事業名を記載すること。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費（A）	国庫 補助 金	（A）のう ち年度内 支出済額	概算払 受入済額	（A）の うち未支 出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- （注）1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第 10 号（第 21 第 4 項関係）

令和○年度肥料価格高騰対策事業費補助金（○○○○事業）（注）  
の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

○○○農政局長 殿  
〔北海道にあっては北海道農政事務所長、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった補助金について、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2155 号農林水産事務次官依命通知）第 21 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

（注）括弧内は別表の区分に掲げる 1 のア又はイの事業名を記載すること。

記

1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額 （令和○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- （2）付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- （4）補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 11 号 (第 27 第 3 項関係)

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名 \_\_\_\_\_

地区名		地区	事業実施年度			年度		農林水産省所管補助金名					処分制限期間		処分の状況		概要
事業区分	事業の内容					工期		経 費 の 配 分					耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負 担 区 分								
							円		国庫補助金 円	都道府 県費 円	市町村 費 円	その他 円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。